

第2部 組織体制

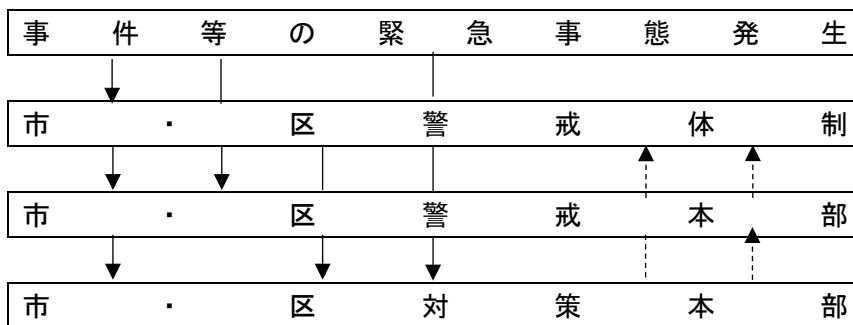
第1章 応急活動体制の種類及び移行

市及び区は、事件等の緊急事態の規模、被害等の状況に応じて、応急活動体制を設置し、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」で定める対策を実施する。

第1節 体制の種類

- 1 市全体又は局を中心とする体制（市本部）
 - (1) 横浜市緊急事態警戒体制（以下「市警戒体制」という。）
 - (2) 横浜市緊急事態警戒本部（以下「市警戒本部」という。）
 - (3) 横浜市緊急事態対策本部（以下「市対策本部」という。）
- 2 区における体制（区本部）
 - (1) 区緊急事態警戒体制（以下「区警戒体制」という。）
 - (2) 区緊急事態警戒本部（以下「区警戒本部」という。）
 - (3) 区緊急事態対策本部（以下「区対策本部」という。）

第2節 体制の移行



矢印は体制の移行を表す。

第2章 市・区警戒体制、市・区警戒本部及び市・区対策本部

※ 本章では、共通事項を定める。事件等の緊急事態の種別に応じた事項は、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める。

第1節 市・区警戒体制

1 目的

横浜市域（横浜港港湾区域等を含む。以下「市域」という。）に事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、被害又は影響（以下「被害等」という。）の発生及び程度などが不明な初期の段階において、情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備える（以下「警戒活動」という。）。

2 確立基準

市域に被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための警戒活動を必要とし、市・区警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合

3 通報等

各区局は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれを覚知した場合は、主たる所管局及び総務局危機管理室（電話番号：045-671-2064）に通報する。

4 組織及び主な活動

(1) 責任者

原則として、主たる所管局の危機管理責任者をもって充てる。主たる所管局が無い場合は、危機管理副統括責任者をもって充てる。

区警戒体制を確立する場合は、区危機管理責任者をもって充てる。

(2) 組織

責任者は、関係区局を指定する（関係区は、原則として、事件等の緊急事態発生区とし、状況に応じて周辺区等とする）。

関係区局の危機管理責任者は、当該区局を統括し、所属職員を指名して活動に当たる。

主たる所管局及び関係区局は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を指名し、動員及び配備する。

(3) 事務局

主たる所管局又は総務局危機管理室から、責任者が指定する。

(4) 主な活動

- ア 事件等の緊急事態に関する情報の収集及び伝達
- イ 主管・関係区局及び関係機関等との連絡体制の確保
- ウ 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

5 廃止基準

- (1) 市・区警戒本部又は市・区対策本部を設置する場合
- (2) 事件等の緊急事態の防御活動が完了したと認める場合
- (3) 被害等が小規模又は限定的で、平常時と異なる活動体制による応急対策の必要がないと認める場合
- (4) 市域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

第2節 市・区警戒本部

1 目的

市域に事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係区局が緊密に連携して、状況を注視及び把握し、必要な対策を実施するとともに、被害等の発生及び拡大に対処できるよう備える。

2 設置基準及び設置

(1) 市本部

ア 設置基準

(7) 市域に相当の被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための活動を必要とし、市対策本部の設置に至らない場合

(4) 市本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 原則として、市庁舎に設置する。

(4) 市本部長は、設置した旨を関係区局及び関係機関等に通知する。

(2) 区本部

ア 設置基準

(7) 区域に相当の被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、前項の目的のための活動を必要とし、区対策本部の設置に至らない場合（設置区は、原則として、事件等の緊急事態発生区とし、必要に応じて、市本部長が周辺区又は全区における設置を指示する。）

(4) 市本部長から設置の指示があった場合

(7) 区本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 区本部長が定める場所（原則として、区庁舎）に設置する。

(4) 区本部長は、設置した旨を市本部長に報告するとともに、区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

3 組織及び主な活動

(1) 市本部

ア 責任者（市警戒本部長）

危機管理統括責任者

イ 組織

市本部長は、必要に応じて、構成局を指定する。

構成局は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を市本部に派遣する。

ウ 事務局

主たる所管局又は総務局危機管理室から、市本部長が指定する。

エ 会議

市本部長は、活動方針の決定、応急対策の協議のため、必要に応じて、構成員を招集し、市警戒本部会議を開催する。

構成員は、構成局の危機管理責任者等とする。

専門的な意見を聴取するため等、必要に応じて、関係機関の出席を求める。

オ 主な活動

(7) 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報の収集及び伝達

- (イ) 構成局及び区本部の職員配備状況の把握
- (ウ) 区本部に対する指示
- (エ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置
- (2) 区本部
 - ア 責任者（区警戒本部長）
危機管理責任者
 - イ 組織
区本部長は、必要とされる活動に応じて、班等の編成及び地区隊等（資源循環局事務所地区隊、土木事務所地区隊、水道局水道事務所地区隊及び消防警戒地区本部。以下同じ。）を指定する。
区本部長は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を市本部に派遣する。
区本部長は、必要に応じて、地区隊等の長に対し、連絡調整等を行う職員の派遣を要請する。
 - ウ 事務局
区本部長が指定する。
 - エ 会議
区本部長は、活動方針の伝達、応急対策の協議のため、必要に応じて、構成員を指定して招集し、区警戒本部会議を開催する。
専門的な意見を聴取するため等、必要に応じて関係機関等の出席を求める。
 - オ 主な活動
 - (ア) 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報の収集及び伝達
 - (イ) 区本部及び地区隊等の職員配備状況の把握
 - (ウ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置
 - カ 地区隊等の活動
所管する応急活動を実施するとともに、区本部長の指示又は要請に応ずる。ただし、地区隊等を所管する局の長の命を受けて応急活動を実施するために、区本部長の指示又は要請に応じられない場合は、区本部長に対してその旨を通報する。
区本部長からの要請を受けた場合又は必要と認める場合は、所属職員から連絡調整等を行う職員を指名し、区本部に派遣する。

4 廃止基準及び廃止

- (1) 市本部
 - ア 廃止基準
 - (ア) 市対策本部を設置する場合
 - (イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合
 - (ウ) 市域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合
 - イ 廃止
市本部長は、廃止した旨を関係区局及び関係機関等に通知する。
- (2) 区本部
 - ア 廃止基準
 - (ア) 区対策本部を設置する場合
 - (イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合
 - (ウ) 区域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合
 - イ 廃止
区本部長は、廃止についてあらかじめ市本部長に報告する。また、廃止した旨を区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

第3節 市・区対策本部

1 目的

市域に大規模[※]な事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係区局が統合的に応急対策を実施し、被害等の発生及び拡大を最小限に止めるとともに、被害等からの早期の復旧を図る。

※ 災害救助法が適用される災害に相当する程度を目安とする。

2 設置基準及び設置

(1) 市本部

ア 設置基準

(7) 市域に大規模な被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、関係区局が統合的に応急対策（応急復旧対策を含む。）を実施する必要がある場合

(イ) 市本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 原則として、市庁舎に設置する。

(イ) 市本部長は、設置した旨を関係区局及び関係機関等に通知する。

(ウ) 市本部長は、設置した旨を報道機関に発表する。

(エ) 市本部を設置した場合は、市本部の標示を掲出する。

(2) 区本部

ア 設置基準

(7) 区域に大規模な被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（設置区は、原則として、事件等の緊急事態発生区とし、必要に応じて市本部長が周辺区又は全区における設置を指示する。）

(イ) 市本部長から設置の指示があった場合

(ウ) 区本部長が必要と認める場合

イ 設置

(7) 区本部長が定める場所（原則として、区庁舎）に設置する。

(イ) 区本部長は、設置した旨を市本部長に報告するとともに、区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

(ウ) 区本部を設置した場合は、区本部の標示を掲出する。

(3) 現地本部

ア 設置基準

市本部長が、現地における応急対策の実施に当たり、必要と認める場合

イ 設置

設置場所は、現地又はその周辺の施設とする。

3 組織及び主な活動

(1) 市本部

ア 責任者（市対策本部長）

市本部長は、市長をもって充てる。

市本部長は、市本部を統括し、指揮命令して、応急対策を実施する。

市本部長は、協定締結機関、関係機関等に対する応援要請を行う。

イ 組織

(7) 市副本部長

市副本部長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。

市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故があるとき又は市本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(4) 構成局

市本部長は、必要に応じて、構成局を指定する。

構成局の局長は、局内に班等を編成して、応急対策を行う。

(7) 危機管理情報補佐官

危機管理情報補佐官は、政策経営局政策調整担当理事又は政策経営局長をもって充てる。

危機管理監の補佐として市本部の広報及び報道を統括し、市民等へ広報する情報の選定、広報時期、利用媒体及び発信者等の決定、並びに情報発信に関する総合的な活動及び対応方針の決定を行う。

ウ 事務局

主たる所管局又は総務局危機管理室から、市本部長が指定する。

エ 会議

本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ●市本部長が、対策の対応方針等を徹底し、また、情報共有を図るため、開催する。 ●構成員は、市本部長が、市副本部長、技監、市本部を構成する局長及び区本部長の中から指定する。 ●構成員は、その配備体制と措置事項等を市本部長に報告する。 ●必要に応じて、自衛隊、神奈川県警察、横浜海上保安部、ライフライン事業者等関係機関の代表者の出席を求める。
幹部会議	<ul style="list-style-type: none"> ●市本部長が、対策の対応方針等を意思決定するため、開催する。 ●構成員は、市副本部長、技監、危機管理情報補佐官、危機管理統括責任者、市本部を構成する局長及び区本部長、関係区局長とする。市本部長は、必要に応じて構成員を指定する。
連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局が、局及び区本部の情報共有並びに連絡調整を行うため開催する。区本部は、必要に応じて参加する。 ●構成員は、局危機管理責任者又は総務課長、区副本部長又は総務課長とする。
対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理統括責任者が、市本部長の指示を受けた具体的な対策の検討等のため、必要に応じて、関係課長等実務者を招集し、開催する。

オ 主な活動

(7) 事件等の緊急事態及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握

(4) 市本部構成局及び区本部の職員配備状況の把握

(7) 応急対策の実施

(イ) 区・現地本部に対する指示

(オ) 区・現地本部、関係機関等との連絡・調整

(カ) 協定締結機関、関係機関等に対する応援要請

(キ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

(2) 区本部

ア 責任者（区対策本部長）

区本部長は、区長をもって充てる。

区本部長は、区本部を統括し、指揮命令して、応急対策を実施する。

区本部長は、協定締結機関、関係機関等に対する応援要請を行う。

イ 組織

(1) 区副本部長

区副本部長は、副区長、福祉保健センター長及び同担当部長をもって充てる。

区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき又は区本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(2) 班等及び地区隊等

区本部長は、必要とされる活動に応じて、班等の編成及び参加する地区隊等（資源循環局事務所地区隊、土木事務所地区隊、水道局水道事務所地区隊及び消防地区本部。以下同じ。）を指定する。

区本部長は、必要に応じて、連絡調整等を行う職員を市本部に派遣する。

区本部長は、必要に応じて、地区隊等の長に対し、応急対策の実施及び連絡調整等を行う職員の派遣を要請する。

ウ 事務局

区本部長が指定する。

エ 会議

区本部長は、必要に応じて、構成員を指名し、区本部会議を開催する。

構成員は、その配備体制と措置事項等を区本部長に報告する。

必要に応じて事件等の緊急事態の関係者等の出席を求める。

オ 主な活動

(7) 区域における事件等の緊急事態及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握

(イ) 区域における応急対策の実施

(ウ) 市本部への報告及び市・現地本部、関係機関等との連絡調整

(エ) 区の協定締結機関、関係機関等に対する応援要請

(オ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

カ 地区隊等の活動

所管する応急活動を実施するとともに、区本部長の指示又は要請に応ずる。ただし、地区隊等を所管する局の長の命を受けて応急活動を実施するために、区本部長の指示又は要請に応じられない場合は、区本部長に対してその旨を通報する。

区本部長からの要請を受けた場合又は必要と認める場合は、所属職員から連絡調整等を行う職員を指名し、区本部に派遣する。

(3) 現地本部

ア 責任者（現地本部長）

現地本部長は、市本部長が、市副本部長、市本部員その他の職員の中から指名する。

現地本部長は、現地本部の事務を統括し、現地の区本部長と連携した応急対策を実施する。

イ 組織

現地本部員は、市本部長が、市副本部長、市本部員その他の職員の中から指名する。

ウ 主な活動

(7) 現地における事件等の緊急事態及び被害等、対応、復旧等に関する状況の把握

(イ) 市・区本部、国、神奈川県（以下「県」という。）、関係機関等との連絡調整

(ウ) 応急対策の実施

(エ) 事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

4 廃止基準及び廃止

(1) 市本部

ア 廃止基準

(7) 市域における被害が限定的で、応急対策が小規模であると認める場合（市警戒本部に体制を縮小する場合）

(イ) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(ウ) 市域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

(7) 市本部長は、廃止した旨を各区局及び関係機関等に通知する。

(4) 市本部長は、廃止した旨を報道機関に発表する。

(2) 区本部

ア 廃止基準

(7) 区域における被害が限定的で、応急対策が小規模であると認める場合（区警戒本部に体制を縮小する場合）

(4) 応急対策が概ね完了したと認める場合

(7) 区域に新たな被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

イ 廃止

区本部長は、廃止についてあらかじめ市本部長に報告する。また、廃止した旨を区本部の構成機関及び関係機関等に通知する。

(3) 現地本部

ア 廃止基準

市本部長が、現地における被害が限定的で、市本部若しくは区本部の応急対策で足りると認める場合又は応急対策が概ね完了したと認める場合

イ 廃止

市本部長は、廃止した旨を各局長、区本部長及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

第4節 横浜市災害対策本部の準用

市本部長は、事件等の緊急事態の規模及び態様を鑑み、本章及び「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定める市・区本部体制をさらに強化する必要があると認める場合は、横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程及び市防災計画を準用し、機能別チームを含む全庁的な体制を設置する。

市・区本部の事務分掌は、「第3部 事件等の緊急事態種別対応計画」に定めるほか、市災害対策本部の事務分掌を準用する。

第5節 市本部又は区本部の確立・設置時における全区局共通事項

事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、全区局は、市本部又は区本部の関係区局又は構成区局への指定の有無にかかわらず、次に掲げる事項について、必要に応じて協力して実施する。

- 1 市本部又は区本部と連携した事件等の緊急事態の発生又は被害等の拡大防止対策に関すること。
- 2 事件等の緊急事態に関連する情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 事件等の緊急事態の影響を受けることが予想される所管事業及び所管施設（区域を含む。以下同じ。）の調整に関すること。
- 4 事件等の緊急事態に関連した所管事業及び所管施設の運用・管理に関すること。
- 5 所管施設及び所管施設利用者の安全確保に関すること。
- 6 庁内及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 7 県警察、自衛隊等の関係機関への協力に関すること。

第3章 配備・動員計画等

第1節 事前策定事項等

1 配備・動員人員

各区局は、事件等の緊急事態の種別に応じた諸活動を実施するため、区局内に編成する班等の事務分掌及び活動要領、並びに職員の動員及び配備についてあらかじめ定める。

(1) 動員対象者

横浜市に所属する職員とし、各区局において定める。

(2) 動員先

市本部動員者を除き、所属動員を原則とする。ただし、各区局長は、必要と認める場合は、職員の所属する課、係等以外の場所に動員を命じることができる。

(3) 動員命令の伝達方法

各区局は、連絡網等、対象職員への伝達方法をあらかじめ定める。

(4) 動員及び配備の例外

横浜市災害対策本部の組織及び運営等に関する要綱第16条を準用する。

2 代理者の事前指定

各体制の責任者に事故があるとき、又は欠けたときに、その権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を定める。

市長の代理者は、副市長、危機管理監、局長の中から指定する。その他は、部長又は課長相当職以上の直近下位の者の中から指定する。

3 区における早期体制確立のための職員配置

区役所の経営・運営責任職の一定割合を、当該区又はその周辺区の居住職員とするよう人事配置上の配慮をすることとし、区本部の早期設置が図られるよう努める。

第2節 配備・動員体制

1 配備・動員

各区局は、事件等の緊急事態の態様に応じた諸活動を実施するため、あらかじめ定める配備・動員計画に基づき職員を動員し、配備する。

各区局の責任者は、あらかじめ定める職員を各班に配備し、応急活動を命令する。職員の参集を待つ場合は、職員の参集状況に応じて順次必要な班を編成し、職員を配備して応急活動を命令する。この場合、あらかじめ定める職員以外の職員を指名して配備し、応急活動を命ずることができる。

(1) 各区局の責任者は、連絡網等のあらかじめ定める方法により、職員に動員命令を伝達する。必要に応じて、職員安否・参集確認システムを活用する。

(2) 職員は、動員命令を受けたとき、又は参集事由が発生したときは、あらかじめ定める動員先に速やかに参集する。参集に当たっては、自身の安全確保に留意する。また、参集途上知り得た被害状況等は、動員先の上司に報告する。

(3) 配備についての職員は、指揮命令に従い、応急活動に従事する。

(4) 市・区警戒本部又は対策本部の設置がある場合は、各区局の責任者は、職員の配備状況を、市本部長（事務局）に報告する。

2 緊急対策チーム

危機管理監は、市域に大規模な事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合におい

て、必要と認める場合は、あらかじめ定める職員で構成する緊急対策チームを招集することができる。

緊急対策チームは、幹部会議等開催までの間、対処方針を市長及び危機管理監に進言し、市長及び危機管理監の意思決定を補佐する。

3 応援職員派遣

- (1) 各局長及び区本部長は、その要員が不足し、応急対策の実施に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対して、応援職員の派遣を要請する。
- (2) 市本部長は、前号の要請に基づき、状況を勘案して派遣が可能な局又は区本部（区本部の設置がない場合は区）に対し、要請のある局又は区本部への応援職員の派遣を指示する。
- (3) 応援派遣を受けた局長及び区本部長は、所属職員による対応が可能であると判断した場合は、応援職員を順次復帰させる。

4 関係行政機関への協力要請

市・区本部長は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その規模や被害状況等から、警察、海上保安庁、自衛隊及び他自治体等関係行政機関の協力が必要と認める場合は、関係法令及び相互応援協定等により、協力を要請する。

協力要請は、事件等の緊急事態の発生状況に応じて、被害者の救出・救助、捜索、交通規制、救援物資の供給など、具体的な要請事項を示して行うものとする。

関係機関への協力要請は、原則として、市本部長が行う。ただし、事件等の緊急事態の発生場所又は被害等が一の行政区域内に限定される場合で、警察の協力を要請する場合は、原則として、当該区の区本部長から、当該地域を管轄する警察署に要請する。

消防本部長は、事件等の緊急事態の活動において、消防力が劣勢のとき又は他の消防本部が保有する車両、資機材等の活用が必要と判断したとき等、他の消防機関からの応援が必要と認める場合は、神奈川県知事（以下「県知事」という。）に応援を要請する。

第3節 夜間・休日等の体制

市庁舎及び区庁舎では、夜間、休日等における事件等の緊急事態発生に備え、宿日直若しくは災害応急対策員の配置、又は確実かつ迅速に連絡のとれる体制の整備等により、初期情報の収集及び状況判断を行える体制を整える。事件等の緊急事態関連情報の収集及び把握、庁内及び関係機関との情報受伝達等を実施するとともに、職員の参集体制の決定等を行う。

消防司令センターは、事件等の緊急事態に係る情報を入手した場合は、総務局危機管理室等へ連絡し、連携して初動体制の強化を図る。